

各都道府県・政令指定都市教育委員会  
学校設備整備等担当課 御中

文部科学省生涯学習政策局  
参事官(学習情報政策担当)付

「学校ICT環境整備事業」の事業計画書の提出について(依頼)

平素より学校等における教育の情報化に関してご尽力頂きまして感謝申し上げます。

この度、平成21年4月27日の閣議において平成21年度補正予算政府案が決定されました。これにより、4月10日に決定された「経済危機対策」に盛り込まれていた「スクール・ニューディール」構想に関する補正予算案も認められ、この構想においてデジタルテレビ、コンピュータの整備など学校等のICT環境を整備する標記の事業が教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)等の政府の整備目標を踏まえて新たに補正予算案に盛り込まれました。

また、各地方公共団体が地域活性化等に資する事業を実施し、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、臨時交付金(「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」)制度が創設され、学校ICT環境整備事業の裏負担分(総事業費の2分の1(2千億円))が、本臨時交付金で措置される案となっています。

つきましては、貴職におかれては、学校等のICT環境の整備を進めるために、本事業及び臨時交付金を積極的にご活用いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれましては、域内市町村教育委員会に対し、本事業及び臨時交付金の周知及び積極的な活用の要請をさせていただきたくお願いいたします。

さらに、下記に留意の上、計画書様式(案)等を参考に事業計画書を6月12日までに御提出いただきますようお願いいたします。(可能であれば、5月27日時点で作成されている計画書を参考までに仮提出していただくと幸いです。)

なお、事業の詳細は、4月20日付事務連絡で開催について連絡させていただいております「平成21年度生涯学習主要施策に関する研究協議会」及び「ブロック別学校等ICT化等事務担当者会議」において説明する予定です。

記

- 1 本事業は、都道府県・政令指定都市、市町村を対象とする1/2の新規補助金(財政力指数0.5以下の離島へき地は2/3)であり、裏負担分は臨時交付金で措置されることとなっています。都道府県・政令指定都市、市町村において、補助裏として臨時交付金を確保するため、都道府県・政令指定都市・市町村の財政当局に早期に働きかけを行うなど財源確保にご努力下さいますようお願いいたします。
- 2 本事業は、経済危機対策として行われるものであり、都道府県・政令指定都市、市町村において早期の事業実施及び経費執行に取り組んでいただきますようお願いいたします。  
また、地域経済の活性化の視点から、地域の中小企業の受注機会についても最大限ご配慮下さいますようお願いいたします。

### 3 別添資料

- (1) 事業の概要(案)
- (2) 説明会日程
- (3) スケジュール
- (4) 事業ポンチ絵
- (5) 事務手続きフローチャート
- (6) 計画書様式(計画実施後の「教室で活用されているテレビのデジタル化率」「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」、「校務用コンピュータ整備率」、「校内LAN整備率」等を記載していただきます。)
- (7) 事務費の概要
- (8) 電子黒板機能付デジタルテレビを活用した教育に関する調査研究の概要
- (9) 地方負担額に対する地方財政措置の概要
- (10) 緊急雇用創出事業のポンチ絵
- (11) ICT 支援員事業の概要

(本件連絡先)

文部科学省生涯学習政策局参事官(学習情報政策担当)付 担当:メディア係 牧、千原 情報網整備担当 山本、山崎 電話:03-5253-4111(内線2659、2382) FAX番号:03-6734-3712 E-mail:gakusyu@mext.go.jp
---

(参考1)

- (1) 補助裏については、21年度補正予算案で検討されている「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」で措置します。本臨時交付金については、今後、学校ICT分の内訳(2千億円程度)を明示する予定です。

校内LAN整備については、1校事業費400万円未満を今回の補正予算案において学校ICT環境整備事業の補助の対象とします。(超高速インターネット接続のための校内工事費も含む。)

また、校内LAN整備の1校事業費400万円以上(公立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)とアンテナ等工事費(公立の幼稚園、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・公民館)は「安全・安心な学校づくり交付金」で対応し、補助裏は「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」で措置します。

なお、この点に関し、4月16日の参議院総務委員会において、鳩山邦夫総務大臣から以下の答弁がありました。

「学校の関係で、できる限りいいテレビをというのはよく分かる話です。アンテナ工事含めて、これ2分の1補助らしいですから、もう地方自治体は既に予算は組んでありますから、2分の1出せといっても出しようがない。ということで、2次補正の6千億の「地域活性化・生活対策臨時交付金」のような形で、今度1兆円ということで「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を1兆円用意しますから。それがすごく重要で、そっちも実現しないと学校のテレビは地方団体が負担分払えなくなるという事態に陥りますので、セットをお願いをしたいと思います。」

- (2) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金(厚生労働省)において、ICT支援員による、ICTを活用した教育活動を充実する事業を行うことが可能です。
- (3) 要綱案を5月上旬から中旬に提示する予定です。計画書の提出締め切りは、6月12日です。準備をお願いします。

なお、計画書には、計画の実施後の「教室で活用されているテレビのデジタル化率」、「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」、「校務用コンピュータ整備率」、「校内LAN整備率」を記載していただき、それぞれの目標達成を最優先していただきます。4つの目標が達成されれば、その他必要な周辺機器や電子黒板複数台等を計画書に記載して申請していただくことが可能です。

(参考2)

本事業において、臨時交付金で裏負担分を措置できない場合は地方債(補正予算債)の活用が可能です。地方債(補正予算債)は、元利償還金5割を交付税措置される予定です。ただし、地方債の対象となるのは、工事及び工事と一体として整備する機器に限られます。

(参考3)

本事業では、都道府県・政令指定都市・市町村における事務費が予算措置されています。都道府県は当該都道府県分及び域内市区町村分の補助金額の0.24%、政令指定都市及び特別区・市町村は当該市区町村分の補助金額の0.24%を上限として要求が可能です。

(参考4)

電子黒板の教育活用を図るためのモデル事業を実施することを予定しています。都道府県・政令指定都市小・中各1校計130校を対象に、全クラスに電子黒板機能付デジタルテレ

びを全額国庫で配備し、授業における活用方法について調査研究を行っていただきます。

(参考5)

文部科学省では、平成17年度から19年度までの3年間「地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業(6地区21校)」を実施し、20年度から21年度においても「デジタルテレビの効果的な活用に関する実践研究(5地区12校)」を行っているところです。これらの事業を通じて、デジタルテレビの高画質・高音質な映像による児童・生徒の興味・関心の向上、パソコンやデジタルカメラ等との連携による知識・理解の定着など教育現場における学習効果等に有用であることが実証されております。

(<http://www.chidigi.jp>)

(参考6)

電子黒板の授業での効果的な活用については、次のサイトから「電子黒板活用ガイド」をダウンロードできます(今回の補正予算案の対象となる電子黒板は、電子黒板機能付きデジタルテレビ、つまり一体型電子黒板となります)。

(<http://edusight.uchida.co.jp/e-iwb>)

(参考7)

本年3月に、小学校外国語活動で使用する「英語ノート」及びそのデジタル教材を作成するとともに、全国の小学校等に対して発送したところであり、デジタルテレビとパソコンの連携や電子黒板機能等を活用して、効果的に指導していただくことを期待しています。また、デジタルコンテンツとしては、理科ネットワーク(<http://www.rikanet.jst.go.jp/>)、エル・ネット(<http://www.elnet.go.jp>)、オアシス(<http://www.fmmc.or.jp/oasis>)等も活用できます。

(参考8)

「教育の情報化に関する手引」(文部科学省;平成21年3月)

新学習指導要領に対応した「情報教育」や「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」の具体的な進め方、その実現に必要な「教員のICT活用指導力の向上」と「学校におけるICT環境整備」、さらに、教育の情報化に関わる取組み全体をサポートする教育委員会・学校の推進体制について解説しています。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm))

(参考9)

教員のICT活用指導力の向上に活用できる、eラーニング型の研修教材や、研修テキストに、以下のサイトからアクセスできます。

1) 「教員研修Web総合システムTRAIN」 (<https://train.nime.ac.jp/about.php>)

2) 「教員のICT活用指導力向上/研修テキスト2008」 (<http://www.t-ict.jp/>)

(参考10)

「校内LAN導入の手引き」(総務省;平成19年3月)

校内LANの導入を検討するときに、どのようなネットワークを構築すればよいのかを、校舎の構造ごとに具体的なモデルプラン等を示し解説しています。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/pdf/index\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/pdf/index_01.pdf))

# 学校ICT環境整備事業の概要(案)

## 1 目的

平成23年7月のテレビ放送の完全デジタル化に対応するため、全国の幼・小・中・高等学校等に設置されているアナログテレビの買い換え等による視聴できる環境の整備、IT新改革戦略による政府目標の達成に向けて、全国の小・中・高等学校等における教育用及び校務用のパソコン、校内LANの整備など、学校のICT環境の整備を行う。デジタルテレビとパソコン・実物投影機等との連携、パソコン・校内LANを通じたインターネットの活用等により、わかりやすい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成を図る。また、重要公共施設に位置付けられている公民館について、地域の生涯学習活動等に活用するため、デジタルテレビ整備、アンテナ工事を行う。

## 2 事業内容

項目	対象機関	対象台数等	規格等	周辺機器等	予算積算単価(参考)(※7)	国負担分	地方負担分
デジタルテレビ	公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校、公民館	現在教育活用されている全てのテレビのデジタルテレビへの買い換え、公民館は各館1台(※3)	50インチ以上(50インチ以上であれば今後電子黒板機能の付加が可能)、入力端子(RGB端子)付又は変換アダプター(音声コードを含む)等を活用してパソコン等と接続できるもの、壁掛け又は専用台で設置(専用台の場合はワイヤー等で固定するなどして安全を確保することが望ましい)	実物投影機、PCカード、ビデオ入力端子カード、ブルーレイレコーダー等録画機器、カメラ、プロジェクタ、プリンタ、スキャナ、ソフトウエア等	245千円(設置費込み)	学校情報通信技術環境整備事業補助金【補助率1/2】(※2)	地域活性化・経済危機対策臨時交付金【1/2】
電子黒板	公立小学校・中学校	原則として各校1台(※4)	電子黒板機能付きテレビ又は後付電子黒板		700千円(テレビと一体で整備した場合)、テレビとは別に整備の場合は455千円	学校情報通信技術環境整備事業補助金【補助率1/2】(※2)	地域活性化・経済危機対策臨時交付金【1/2】
コンピュータ	公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校	政府目標の教育用児童生徒3.6人に1台、校務用教員1人1台を達成するために必要な台数(※5)			教育用は130千円(周辺機器分20千円含む)、校務用は110千円	学校情報通信技術環境整備事業補助金【補助率1/2】(※2)	地域活性化・経済危機対策臨時交付金【1/2】
校内LAN整備	公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校		校内LAN整備工事		1教室約18万円	学校情報通信技術環境整備事業補助金【補助率1/2】(事業費400万円未満)(※2)	地域活性化・経済危機対策臨時交付金(工事費400万円未満)【1/2】
アンテナ工事	公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校、公民館		アンテナ設置工事、校内配線工事等		(※1)	安全・安心な学校づくり交付金(事業費400万円以上)【補助率1/2】(※1)(※2)(※8)	地域活性化・公共投資臨時交付金等(※6)

【注】(※1) 「安全・安心な学校づくり交付金」における取り扱いは、補正予算成立後に別途文部科学省大臣官庁施設設企画部施設助成課から連絡があります。

(※2) 学校情報通信技術環境整備事業補助金の補助率は、離島・へき地(財政力指数0.5以下)のみ2/3です。「(安全・安心な学校づくり交付金)の当該事業についても同様」

(※3) デジタルテレビは、買い換えとともにクラス数相当のデジタルテレビを整備するために必要な新規購入も可能とし、既存テレビの撤去・工事費も含みます。

(※4) 計画書に計画実施後の「教室で活用されているテレビのデジタル化率」、「教育用コンピュータ1台当たり1台当りの児童生徒数」、「校務用コンピュータ1台当たり1台当りの児童生徒数」、「校務用コンピュータ1台当たり1台当りの児童生徒数」、「校務用コンピュータ1台当たり1台当りの児童生徒数」を記載していただき、その目標達成を優先していただきます。4つの目標が達成されれば、その必要な周辺機器や電子黒板複数台等を計画書に記載して申請していただくことが可能です。なお、地方公共団体の財政当局において、電子黒板機能付デジタルテレビの配備について、地域活性化・経済危機対策臨時交付金による全額措置を認めれば、各校複数台整備することが確実となります。

(※5) パソコンは、リース終了後の買い換えやリースによる整備も可能です。リースについては、初年度のみ国庫補助の対象とします。

(※6) 地方負担分は、「地域活性化・公共投資臨時交付金」で措置します。

(※7) 積算単価は一つの目安であり、積算単価を上回る見積もりも申請可能です。(補助金の額は上記※4の計画書に記載された目標の達成状況を勘案し、決定されます。)

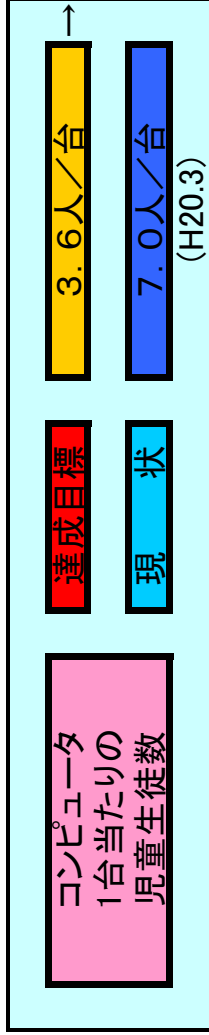
(※8) 校内LANを新設する場合には、既存の校内LANを更新する場合は、大規模改造(校内LAN)(補助率1/3)の中で、従来どおり取り扱うこととなります。

(参考)

# IT新改革戦略(H18.1～H23.3)による達成目標

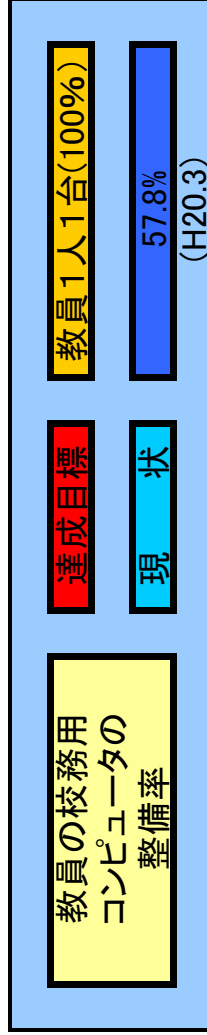
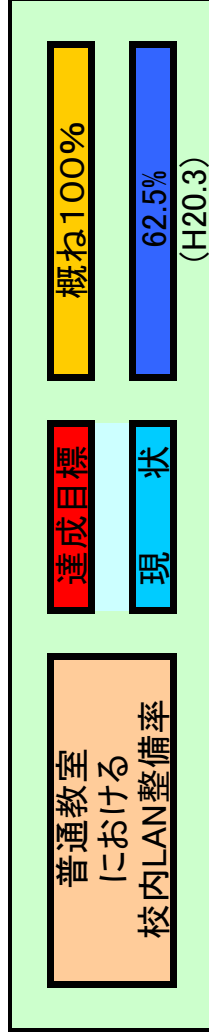
(平成18年1月1日IT戦略本部決定)

(1校当たり)



コンピュータ教室	42台
クラス用コンピュータ(可動式)	40台
普通教室	各2台
特別教室	6台

※標準法に基づき最大の台数



平成21年度生涯学習主要施策に関する研究協議会及びブロック別学校等ICT化等事務担当者会議日程

1. 日程・場所 下記のとおり
2. 対象 都道府県・政令指定都市・市町村教育委員会の生涯学習・社会教育主管課及び学校設備整備等担当課事務担当者等
3. 説明事項等
  - (1) 平成21年度第1号補正関連について  
学校等のICT環境整備事業(デジタルテレビ及びコンピュータ等の整備)
  - (2) 平成21年度予算執行(補助金)関連について  
学校・家庭・地域の連携協力推進事業
  - (3) その他

地区名	月日 時間	場 所	説明者	
			参事官室	社会教育課
北海道地区	④5月15日(金) 13:30～15:30	札幌コンベンションセンター 2F「小ホール」 〒003-0006札幌市白石区東札幌6条1丁目1 電話011-817-1010	中沢企画官	佐藤室長
東北地区	⑥5月19日(火) 13:30～15:30	メルパルク仙台 2F「松島(雪、月)」 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡5-6-51 電話022(792)8111	中沢企画官	下田係長
研究協議会 関東・甲信越地区	③5月13日(水) 13:30～16:00	国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟小ホール 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 電話03-3467-7201	椿参事官	平田補佐
東海・北陸地区	⑤5月18日(月) 13:30～15:30	ホテルブラ王思山 2階「金鯱(きんこ)」 〒464-0841 名古屋市中種区覚王山通8-18 電話052-762-3155	増子室長	下田係長
近畿地区	②5月12日(火) 13:30～15:30	エル・おおさか(府立労働センター) 6階「大会議室」 〒540-0031 大阪府中央区北浜東3-14 電話06-6942-0001	椿参事官	平田補佐
中国・四国地区	⑦5月20日(水) 13:30～15:30	オルガホール B1F「オルガホール」 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 電話086-256-7244	増子室長	下田係長
九州・沖縄地区	①5月11日(月) 13:30～15:30	メルパルク熊本 3F「高岳」 〒860-8517 熊本市水道町14-1 電話096-355-6311	椿参事官	佐藤室長

※1 関東・甲信越地区は、「平成21年度生涯学習主要施策に関する研究協議会」と兼ねる。

※2 説明時間の他に質問時間を設けます。

## 学校ICT環境整備事業のスケジュール(案)

※本スケジュールは5月下旬に補正予算が成立した場合の最短を想定したものであり、変更もあり得る

月日	国会等日程	月日	都道府県・政令指定都市	市町村
4月27日	補正予算案閣議決定	4月27日	依頼文送付(計画書募集開始)	
		5月中旬	要綱案提示 都道府県指定都市に対し事業説明会開催	
			↓	
5月下旬 (?)	補正予算成立	5月27日	(可能であれば計画書を仮提出)	
			↓	
		6月12日	計画書提出締め切り	
			↓(計画書精査)	
		6月～7月上旬	内定通知(注)	
			↓	
		6月～7月中旬	都道府県市町村議会、補正予算計上 交付申請書提出	
			↓(交付申請書精査)	
		8月上旬	交付決定・通知	
			政府調達告知	告知
				↓
		8月中旬		入札・業者決定・発注
				↓
		8月下旬		機器搬入・周辺工事の実施 事業終了
				↓
		11月上旬	政府調達終了・業者決定	
			↓	
		11月下旬	機器搬入・周辺工事の実施 事業終了	
				↓
			報告書提出	
			↓(報告書精査)	
		3月末	確定・通知	

(注)議会との関係で5月中又は6月中に内定希望額を提出し、それをもって議会に諮ることを希望する自治体におかれましては、個別にご相談下さい。



## 学校ICT環境整備事業（デジタルテレビ及びコンピュータ等の整備）(案)

### 今回の補正によりICT環境整備の目標を達成

＜ 整備目標 ＞

- ・全てのテレビをデジタル化
- ・校務用コンピュータを教員1人1台
- ・教育用コンピュータ児童生徒3.6人に1台
- ・全ての普通教室に校内LANを整備

＜20年3月末＞

約1%  
約58%  
7.0人  
63%



＜21年度補正で全て実現＞

100%  
100%  
3.6人  
100%

**【事業費総額】4081億円** →

**原則1/2国庫補助**

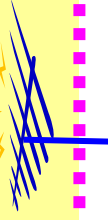
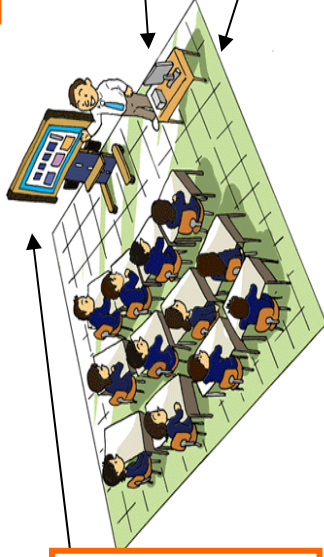
**(学校情報通信技術環境整備事業補助金等 2067億円)**

(補助裏は「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等で措置)

学校等のICT環境の整備について（事業費）



○デジタルテレビ（注1）  
…1183億円  
（44万台）  
幼・小・中・高・特  
公民館  
（電子黒板機能付を含む）



○UHFアンテナ工事費（注2）  
・UHFアンテナの取替  
・同軸工事…87億円

○コンピュータ整備  
…2491億円  
（196万台）  
小・中・高・特

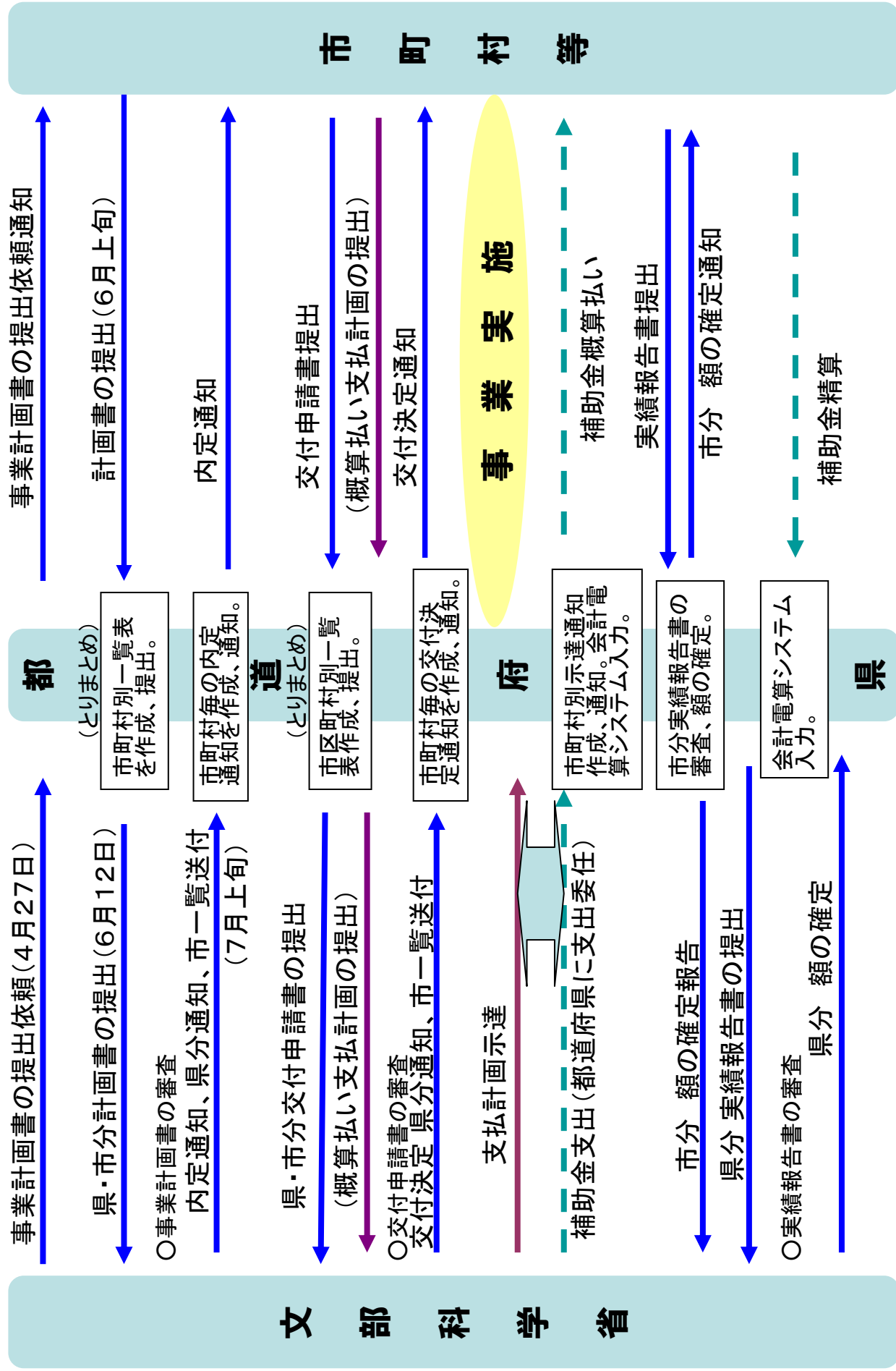
○LAN整備（注2）  
…310億円

(注1)50インチ以上のデジタルテレビへの買替え（積算単価25万円（設置費用込））

(注2)LAN整備の一部（1校400万円以上、小・中・高・特）とアンテナ等工事費（幼・小・中・高・特・公民館）は「安全・安心な学校づくり交付金」で対応（補助裏は「地域活性化・公共投資臨時交付金」で措置）

(注3)緊急雇用創出事業臨時特例交付金において、ICT支援員による、ICTを活用した教育活動を充実する事業を行うことが可能。

# 学校ICT環境整備事業費補助金 事務手順フローチャート



	1. デジタルテレビ					2. 電子黒板機能付デジタルテレビ				教室で活用されているテレビのデジタル化率 (A-3) ※1	
	整備計画 学校数	クラス数 (1-b)	今回補助事業	事業終了時	※5 (1-f)	補助希望額 (1-g)	整備計画 学校数 (2-a)	整備 台数 (2-b)	※5 (2-c)		補助希望額 (2-d)
			デジタルテレビ (1-e)	デジタルテレビ (1-h)							
校(園・館)	教室	台	台	千円	千円	校	台	千円	千円	%	
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
中等教育学校											
特別支援学校											
公民館											
合計											

	3. 教育用コンピュータ									
	2009年3月現在		今回補助事業			※3 整備台数 (3-f)	事業終了時 整備台数 (3-g)	コンピュータ1 台あたりの児 童生徒数(B)		
	台数 (3-a)	児童生徒数 (3-b)	整備台数 (3-c)	※5 (3-d)	補助希望額 (3-e)				千円	千円
小学校										
中学校										
高等学校										
中等教育学校										
特別支援学校										
合計										

	4. 校務用コンピュータ									
	2009年3月現在		今回補助事業			※3 整備台数 (4-f)	事業終了時 整備台数 (4-g)	教員一人当 りコンピュータ 台数(c)		
	台数 (4-a)	教員数 (4-b)	整備台数 (4-c)	※5 (4-d)	補助希望額 (4-e)				千円	千円
小学校										
中学校										
高等学校										
中等教育学校										
特別支援学校										
合計										

参考

モデル校の指定 ※6 (都道府県・指定都市のみ)	
〇〇立 学校名	研究用 デジタルテレビ 設置台数

〇4月27日の事務連絡に記載しました、モデル事業につきまして参考までにご記入ください。

	5. 校内LAN										6. 超高速インターネット				
	2009年3月現在		今回補助事業					※3	事業終了時			今回補助 事業での 整備校数 (6-a)	※3 整備 校数 (6-b)	合計	
	普通教室数 (5-a)	整備教室数 (普通教室) (5-b)	整備教室数 (5-c)	(5-c)のうち 普通教室数 (5-d)	※5 (5-e)	補助希望額 (5-f)	整備教室数 (5-g)		(5-g)のうち 普通教室数 (5-h)	整備教室数 (普通教室) (5-i)	整備率 普通教室 (D)				%
小学校															
中学校															
高等学校															
中等教育学校															
特別支援学校															
合計															

合計

補助事業者名	整備施設数 (箇所)	補助対象経費(X) (千円)	うち周辺機器に係る 経費(千円)※7	事業費補助希望額 (千円)	都道府県事務費希望額 (千円)	設置者 事務費希望額 (千円)

$(X) \times 0.24\%$
---------------------

- ※1 テレビを置いていない教室は除く。
- ※2 各欄の「事業終了時」の数値は、予定数を記入すること。
- ※3 今回の国の補助事業以外で、新たに整備される(予定の)台・室数(平成21年度当初予算分を含む)。
- ※4 全日制、夜間制併設校で共用のデジタルテレビ及びコンピュータがある場合には、ダブルカウントをしないこと。
- ※5 今回の学校情報通信技術環境整備事業で整備する補助対象の事業費総額を記入すること。
- ※6 「電子黒板機能付デジタルテレビ調査研究モデル事業(仮称)」の指定校(公立小・中各1校)名及び、全クラスに一台設置した場合の台数を記入。
- ※7 別紙 周辺機器一覧表を添付すること。

## 学校ICT環境整備事業事務費の概要について

区 分	対象機関	対象経費
補助事業者に対する事務費	補助事業者	<p>【概要】 補助事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに調査検討を行うために要する以下の経費</p> <p>【費目】</p> <p>人件費                      アルバイト</p> <p>消耗品費                    筆記具、電卓</p> <p>旅費                          ヒアリング、現地調査、会議出席旅費</p> <p>借損料                        事務機器レンタル</p> <p>通信運搬費                  申請書等の送付</p> <p>雑役務費                    人材派遣</p> <p>その他必要な経費 事情による。必要性については額の確定の際に判断</p> <p style="text-align: right;">【使用例】</p>
都道府県事務費	都道府県	<p>【概要】 都道府県が、補助事業者の事業の交付の実施に関する事務を行うために要する経費</p> <p>【費目】</p> <p>人件費                      アルバイト</p> <p>消耗品費                    筆記具、電卓</p> <p>旅費                          ヒアリング、現地調査、会議出席旅費</p> <p>借損料                        事務機器レンタル</p> <p>通信運搬費                  申請書等の送付</p> <p>雑役務費                    人材派遣</p> <p>その他必要な経費 事情による。必要性については額の確定の際に判断</p> <p style="text-align: right;">【使用例】</p>

※交付対象額の合計額に一定割合を乗じた額を上限とする予定。(詳細は後日連絡)

## 電子黒板機能付デジタルテレビを活用した教育に関する調査研究の概要

### 1 目的

電子黒板機能付きデジタルテレビの特長を生かした学校での教育活用に関する調査研究を行うとともに、今後、環境に応じた周辺機器との連携モデル活用例を示すことで、学校における電子黒板機能付デジタルテレビの普及・活用の促進を図る。

### 2 調査研究校

各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会から推薦された公立小・中学校各1校 計130校

全教室に全額国費で電子黒板機能付デジタルテレビを配備。

### 3 研究の内容

○モデル事業：電子黒板機能付デジタルテレビ導入のための調査研究

事業の運営等を検討・実施するために、学校、教育委員会、地域の連携により以下の内容を行う。

- ・電子黒板機能付デジタルテレビの活用と周辺機器との接続モデルの作成
- ・校内研修の企画、運営
- ・成果報告書の作成（実践事例）

### 4 その他

調査研究校の教職員を対象とした研修を実施する。

## 地方負担額に対する地方財政措置の概要

今回の補正予算における地方負担額に対する地方財政措置については、以下の取り扱いとなるため、各地方公共団体の財政担当と十分に協議のうえ、円滑な事業を実施できるよう留意願いたい。

特にデジタルテレビや教育用・校務用コンピュータの整備にあたって補助裏に臨時交付金を使用せず、地方債を起債する場合は、設備単独の整備では対象とならないため、必要な校内LANの整備やデジタル放送用のアンテナ整備といった建設事業とあわせて整備するなどの配慮を願いたい。

### 資料 1

「平成21年度補正予算（第1号）に伴う地方負担の増加への対応」

（平成21年4月27日）

#### 第2

##### 1 地方公共団体への配慮

##### (1) 地域活性化・公共投資臨時交付金

経済危機対策における公共事業及び施設費（以下「公共事業等」という。）の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて「地域活性化・公共投資臨時交付金」を交付することとされていること。

（中略）

交付金の充当対象は、各地方公共団体が策定する地域活性化・公共投資実施計画に掲載された事業のうち地方単独事業の所要経費と公共事業等（法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分の合計額（「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条第5号等に掲げる場合に該当し、地方債を財源とすることができる経費に限る。）であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定されること。

##### (2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金

地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、平成20年度補正予算（第2号）により創設された「地域活性化・生活対策臨時交付金」と同様の仕組みであるが、不交付団体も含め、すべての地方公共団体を交付対象とする予定であり、その総額は1兆円であること。

（中略）

交付金の充当対象は、地方公共団体が策定する地域活性化・経済危機対策実施計画に掲載された事業のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（平成21年度補正

予算（第1号）に計上された事業のうち法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担の合計額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定されること。

## 2 公共事業等の追加に伴う地方負担に対する財政措置

今回の補正予算により平成21年度に追加されることとなる公共事業、施設費等の投資的経費の地方負担額（普通会計分：1兆4,426億円。なお、本通知における地方負担額はいずれも精査中であり、今後異動が生じることがある。）については、地域活性化・公共投資臨時交付金とは別に、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度において、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する予定であること。

その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとしていること。

（出典）[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000019337.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000019337.pdf)

### 資料2

「平成21年度地方債同意等基準運用要綱等について」

（平成21年4月1日 総財地第92号）

#### 第一

##### 一 一般的事項

3 （中略）なお、公共施設及び公用施設に付随する次のような経費も対象となるものであること。

（3）建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分的な機能を有するものの購入費

### 参考

#### 地方財政法

##### 第五条（地方債の制限）

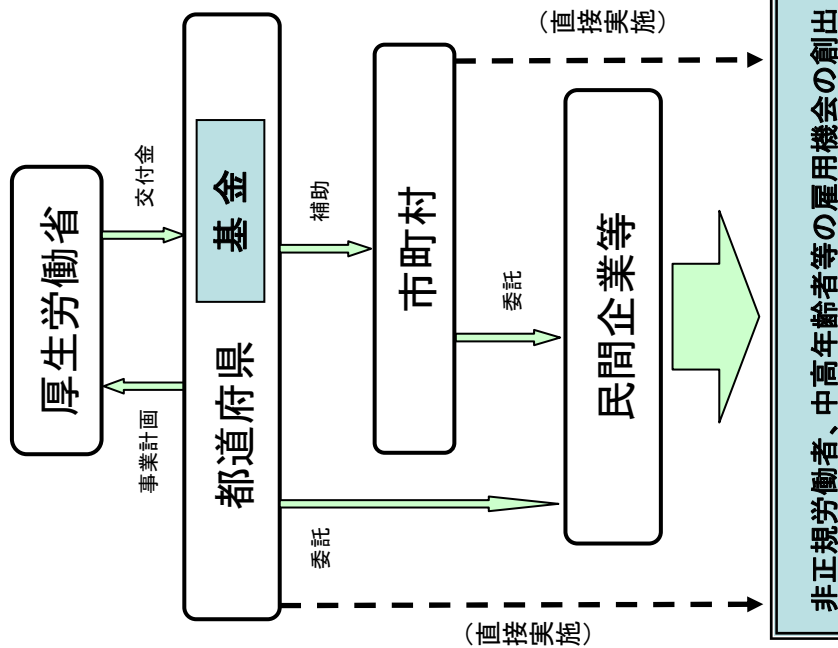
地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

五 学校その他の文教施設、（中略）の建設事業費（以下略）

# 緊急雇用創出事業(基金)の拡充(3,000億円)

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行う緊急雇用創出事業について、現下の雇用失業情勢の悪化を受け、さらなる雇用の受け皿を確保する必要があることから都道府県に創設した基金の積み増しを行う。  
また、人材確保・人材高度化等が強く社会から要請されている分野(介護、福祉、子育て、医療、教育等)において重点的に雇用創出を図る。

## 概念図



## 事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用・就業機会の創出を行う。  
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・介護・福祉：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業  
地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業
- ・子育て：保育所や児童館での保育補助業務を行う事業
- ・医療：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行う事業
- ・教育・文化：教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業
- ・治安・防災：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

(事業実施要件)

- ・民間企業等に委託、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であること。
- ・新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上であること。
- ・雇用就業期間は原則6ヶ月未満(介護、福祉、子育て、医療、教育等の重点分野については、更新を1回可成とし、実質1年間とする。)

(事業の規模等)

- ・予算額 3,000億円
- ・雇用創出効果 30万人



# ICT支援員による学校のICT化のサポート体制の整備

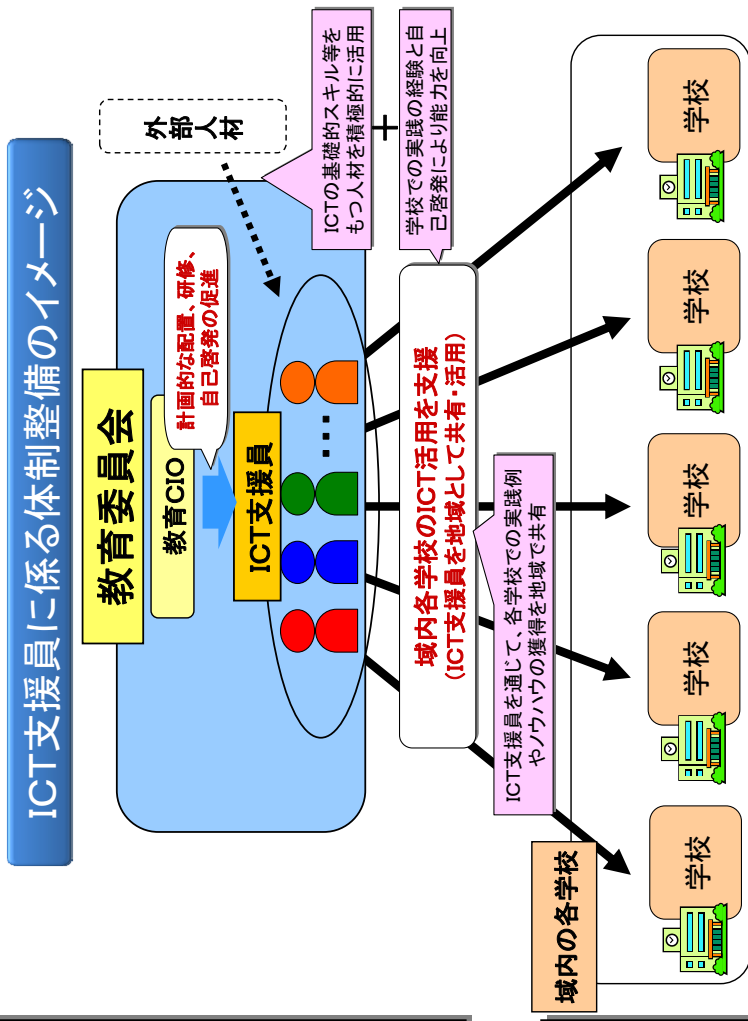
学校でのICT活用を促進するため、授業や研修等において教員のICT活用をサポートする「ICT支援員」を、外部人材の活用により配置する。

## ICT支援員の必要性・効果

- ICT機器・ソフトを効果的に活用した授業の実現  
(ICT活用のコスト・ノウハウを含め教員をきめ細かく支援。授業でのICT活用のメリットの実感)
- ICT活用に伴う準備等に係る教員の負担軽減  
(教員が、ICT活用に関する情報の入手、準備から設定・操作、トラブル対応までを行うことは困難)
- ICT活用に対する自信や意識の向上、ICT活用指導力の向上

## ICT支援員の活用の考え方

- 形態  
教育委員会における直接雇用、民間企業等との業務契約 等
- 求められる能力
  - ICT活用に関する基礎的なスキル
  - 教員や子どもたちと関わっていく上でのコミュニケーション能力
  - ICTの動向への関心や情報収集等への意欲



- <ICT支援員の具体的な業務>
- 機器・ソフトウェアの設定や操作
  - 機器・ソフトウェアの設定や操作の説明
  - 機器等の簡単なメンテナンス
  - 機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
  - デジタル教材作成等の支援